

防災マニュアル

— 平成29年度改訂版 —



愛媛県立新居浜特別支援学校

〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷3丁目1番5号

TEL 0897-31-6656

FAX 0897-44-5599

目 次

1	南海トラフ巨大地震の災害の特性と被害の想定	1
2	地震発生時の基本的対応	2
3	地震防災の対応表	8
4	児童生徒及び教職員の基本的対応	
(1)	授業中	9
(2)	休憩時間等	10
(3)	校外活動中	11
(4)	登下校中	12
(5)	スクールバス	13
(6)	管理外	14
5	液状化現象・豪雨災害時の基本対応【校内】	15
6	引渡しの判断と手順	16
7	児童生徒の心のケア	18
8	災害発生から学校再開までの手順	20
9	避難者支援と基本的対応	21
10	資料	
	緊急時引渡し・引取りカード	24
	準備物・備蓄品一覧表	26
	大震災による被害状況報告表	27

1 南海トラフ巨大地震の災害の特性と被害の想定

(1) 南海トラフ巨大地震の特性

南海トラフ巨大地震の揺れの特徴としては、最初に「コトコト」と小さな揺れが数秒～数十秒程度続き、その後本格的な揺れが100秒以上続くと想定されている。

愛媛県内の予想最大震度は、新居浜市、四国中央市、西条市、宇和島市、大洲市、西予市、東温市の7市が震度7、その他の地域で震度6強程度となっている。

新居浜市の津波到達時間は、第1波が地震発生から11分後に高さ20cm、予想最大津波が地震発生から45分後に高さ3.4mと想定されており、数時間に渡って何回も続くとされている。(平成25年3月：愛媛県発表資料)

(2) 愛媛県内の被害の想定

内閣府が平成24年8月29日に発表した資料によると、南海トラフ付近で地震が発生した場合、愛媛県では最大で

○死傷者数 約 60,000人 (うち想定死者 約12,000人)

○全壊建物 約192,000棟 (うち揺れにより117,000棟、
火災で53,000棟が倒壊)

※想定死者数のうち、7,400人が建物倒壊、700人が火災によると想定

(3) 本校の現状 (平成29年度)

ア 所在地と周辺の概要

愛媛県新居浜市本郷3丁目1番5号

学校は海拔約40mにあり、西約150mに東川が流れている。南側には県立新居浜病院があり、隣接して国道11号線、本校北側には国道11号線バイパス、東側には県道新居浜港線と、交通量の多い道路が走っている。

イ 児童生徒、教職員数

全校児童生徒 263名 (小学部73名、中学部70名、高等部120名)

教職員数 136名

ウ 児童生徒の通学方法

①スクールバス (126名) ②保護者送迎 (74名)

③単独通学 (63名 内訳：公共交通機関47名、自転車12名、徒歩4名)

エ 校舎について

①本館 (2階建 平成4年落成) ②第1教棟 (3階建 平成25年落成)

③体育館 (一部2階建 平成23年落成) ④作業棟 (平屋 平成4年落成)

(4) 本校における被害の想定

本校は標高約40mにあり被害想定は必要ない。校舎は新耐震基準の建物であり、耐震性は確保されているが、棚や机等の転倒と非構造物の落下、窓ガラスの破損による被害が予想される。

他の災害は液状化現象による地盤沈下や集中豪雨による東川の氾濫等と、県病院への来訪者や交通規制等による渋滞とその混乱に巻き込まれることが予想される。

また、本校の児童生徒は新居浜市、四国中央市、西条市と多方面から通学しているため、児童生徒の居住地域の被災状況把握とそれを考慮した安全管理が必要である。

学校には3日分の非常時用食料と飲料水、使い捨てトイレ処理セットを準備しており、災害発生時に保護者が引取りに来るまで児童生徒が過ごすことが可能である。

想定外の災害発生時には、児童生徒の安全を第一に考えた上でその場の状況を整理、把握し、学校災害対策本部を中心に全教職員で臨機応変に対処する。

2 地震発生時の基本的対応

地震発生

- 地震の揺れが収まった後、状況確認の放送を行う。

「ただいま新居浜市付近で地震が発生しました。先生方は、校内の被害状況を報告してください。児童生徒の皆さんは、安全な場所で待機してください。」（2回繰り返す）

確認

- 授業担任は児童生徒の安全確認と本部への報告を行う。
安全確認班の教職員は本館ロビーへ集合する。

授業担任

- ・ 教室近辺の被害状況と、児童生徒及び教職員の人数を確認し、各フロアごとに代表者を決めて情報収集・把握を行う。
- ・ 代表者は本部（本館1階ロビーに設置）まで報告する。
- ・ 各部主事は地震後すぐに本部に集合する。
- ・ 代表者以外の教職員は、児童生徒の安全を確保した上で、すぐに避難できる準備を行う。

安全確認班

- ・ 安全確認班は班長から搜索場所の指示を受け、原則二人一組でそれぞれの部署を搜索、確認する。
- ・ 被災者の発見と救助要請、建物の被害がある場合は、トランシーバーで班長に報告を行う。

安全確認が終了するまで児童生徒は安全な場所で待機する

火災等発生

- 火災等発生場所の通報と避難指示の放送をする。

「火災、火災。ただいま校内において火災が発生しました。火災発生場所は●●●です。児童生徒の皆さんは、先生の指示を聞き落ちて運動場に避難してください。」（2回繰り返す）

避難誘導・安否確認等

被害なし

- 校内へ安全確認の連絡をする。

「ただいまの地震による被害はありませんでした。児童生徒の皆さんは授業に戻って下さい。」（2回繰り返す）

通常活動

(1) 基本的な対応・指導内容

避難順序や経路については被災状況により、臨機応変に適切な処置をとる。

ア 地震発生時における第一動作（発災～身体の保護）

教 職 員 の 対 処 ・ 指 導	児 童 生 徒 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ○机等を利用して落下物から体を保護させる。 ○児童生徒に動揺を与えないよう発言する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫だ。落ちついて」 ・「机の下に潜る。頭を保護して」 ○ドアや窓を開け脱出口の確保をする。 ○調理中やアイロン使用時など、熱源となるものを扱っているときは、やけど被害防止のため児童生徒を危険物から離す。 ○本震の揺れがおさまったら教室付近の被害状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○机の下に潜り落下物から体を保護する。 ○近くに机等がないときは落ちてこない、倒れてこない場所に身を寄せる。 ○校舎外にいる場合は、校舎からできるだけ離れる。

イ 地震時の第二動作（避難行動～人員確認）

教 職 員 の 対 処 ・ 指 導	児 童 生 徒 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ○教職員同士で情報交換を行いながら、歩行困難者に配慮して誘導措置を施す。 ○慌てて出入口等に殺到し、将棋倒しになる等の事故にならないよう指示する。 ○煙が発生しているときには、鼻、口元を保護させる。煙を避けるために四ばいになるなど、安全面に配慮する。 ○避難場所に整列させ、人員点呼を行うとともに負傷者、健康状況を確認し、各部主事に連絡。主事は教頭（本部）に連絡する。 ○避難誘導責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・授業中は、授業実施中の教職員 ・清掃中、休憩中、放課後は原則として学級担任及び最も身近な教職員 ○副担任等を中心に安全確認班を結成し、校内に残った児童生徒及び教職員の搜索と、各校舎等の被害状況の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○座布団やかばんなどで頭部を保護しながら避難する。 ○煙が発生しているときにはハンカチ等で鼻、口元を覆う。煙を吸い込まないように、姿勢を低くして避難する。 ○「歩く」「一緒に」「静かに」 ○避難場所では、各学級ごとに集合隊形に素早く整列する。（P7参照） ○落ち着いて指示を聞く、みんなと一緒に避難するといった避難行動に対して、見通しを持って対応する。

ウ 避難後の指導、注意

教 職 員 の 対 処 ・ 指 導	児 童 生 徒 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ○地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動等を起こさないよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、消防等から刻々発表される情報の入手に努める。 ○報道機関も活用し、保護者への連絡に努める。 ○児童生徒を帰宅させる場合、引渡しカード等により記録し、直接保護者に引渡す。 ○引渡し方法について事前に家庭へ伝えておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生した場合の学校の処置 ・児童生徒の避難場所及び経路 ・児童生徒の家庭への引渡し方 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団、隊列から離れない。持ち物等を取りに教室にもどらない。 ○教職員の話聞き、静かに待つ。 ○保護者が来るまで避難場所で落ち着いて待機する。 ○けがをしたり気分が悪くなったりしたときには、近くにいる教職員に伝える。

(2) 避難経路

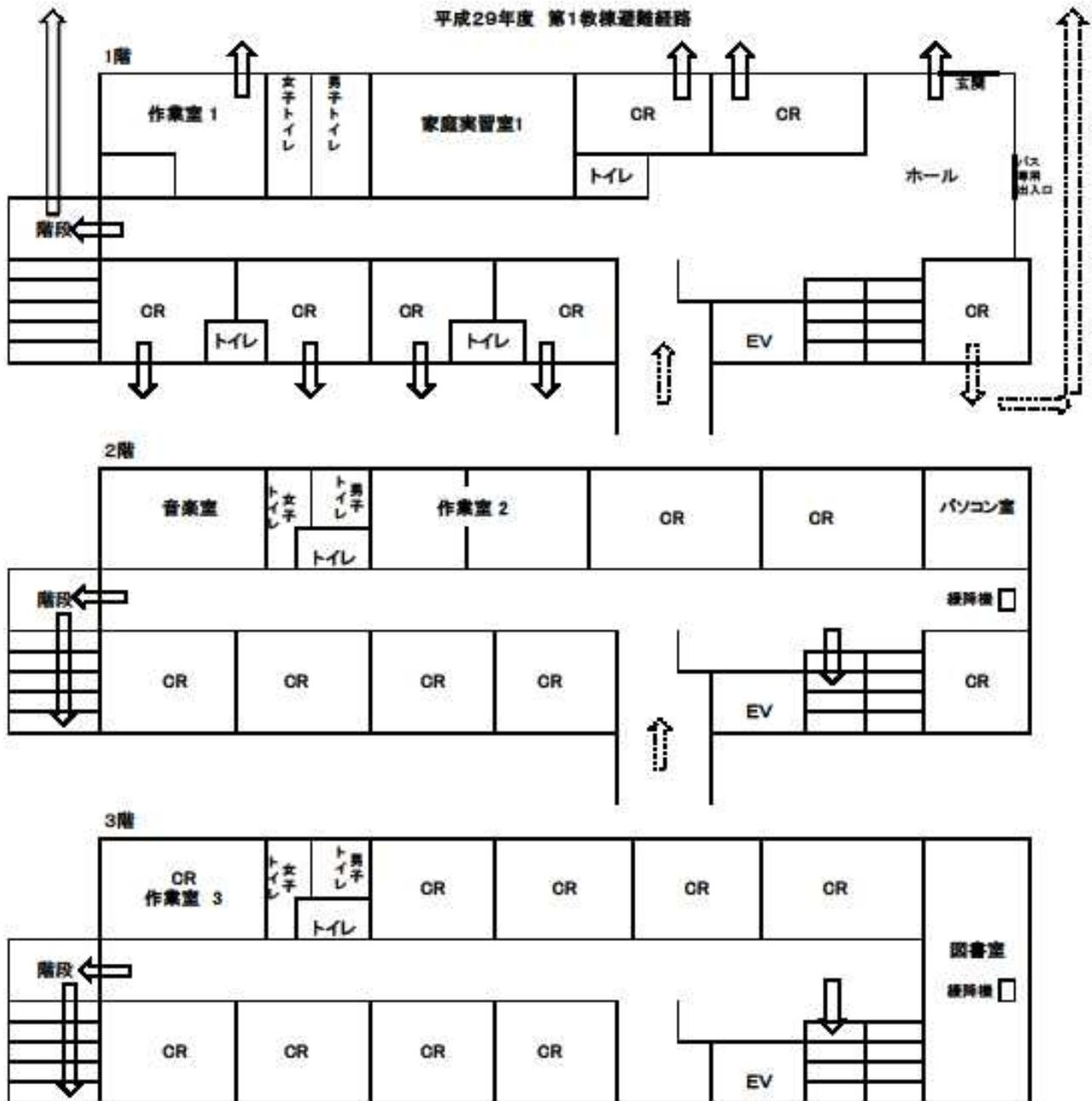
○本館



※本館から運動場まで避難する場合の注意事項

- ・ 建物の外壁落下、フェンスや階段の崩壊、ガラス片での怪我や漏電による感電など、周囲の状況を確認しながら安全な避難路を選択する。
- ・ 2階から避難する場合は、建物の被害の状況や安全性を考慮して、より安全な避難路を選択する。場合によっては、第1教棟に渡る通路を利用して避難する。
- ・ 本館東側通路から避難する場合は、非常階段との合流地点での安全確保に留意する。
- ・ 本館西側通路から避難する場合は、体育館への通路が狭く、混雑が予想される。教職員同士で声を掛け合い、助け合いながら安全確保に細心の注意を払う。
- ・ 状況によっては、正門から道路を歩いて運動場まで避難する場合もありうる。

○第1教棟



※第1教棟から運動場まで避難する場合の注意事項

- ・建物の外壁落下、フェンスや階段の崩壊、ガラス片での怪我や漏電による感電など、周囲の状況を確認しながら安全な避難路を選択する。
- ・1階では、全ての出入口が非常口となる。各教室の出入口から避難する場合は、ガラス片や外壁など、頭上からの落下物が多くなるので注意が必要である。
- ・2階、3階から避難する場合は、建物の被害の状況や児童生徒の安全確保を考慮して、より安全な避難路を選択する。場合によっては、2階より本館に渡る通路を利用して避難する。エレベーターは使用しない。
- ・2階、3階には、緩降機が設置してある。1名ずつの利用となるため、使用に際しては火災で階段が使えない、足を怪我して動けないなど、避難が難しい場合の使用が想定される。緊急時に安全に使用できるよう、近隣の教職員は使用方法を熟知しておく。

※災害発生時には運動場へ避難するが、場合によっては各棟の1階ロビー、体育館、本館前駐車場、きらきら公園グラウンドなど避難場所が変更する可能性がある。放送や教職員同士の情報交換によって、安全に適切な避難経路で避難できるよう、様々な可能性を考慮、想定する。

(3) 職員組織

第一次避難（児童生徒の避難誘導、安全確保、救命救出）

学校災害対策本部 ○校長、教頭、事務長、教務課長、部主事 ・避難場所の安全確保と避難状況の把握 ・非常持出し書類の搬出、保管 ・状況によって二次避難を決定（運動場、場合によっては屋内）	連絡・連携	避難誘導 ○石井教頭、部主事、星川、山本泰、汐崎、各授業者 ・児童生徒、教職員の安否確認と報告 ・登下校時の通学路点検と保護 ・スクールバスとの連絡調整、避難指示
		安全確認 ○羽倉、山越、副担任等 ・逃げ遅れた児童生徒及び教職員の捜索と救命救出 ・負傷者や危険箇所の把握と通報 ・応急手当用備品の搬出
		救急医療 ○財津、寺川、保健体育課、研修課 ・応急手当備品、保健調査票等の搬出 ・負傷者の応急手当と安全確保 ・病院への搬送準備 ・引渡しカードの記入

第二次避難

保護者への連絡、児童生徒の管理

学校災害対策本部 ・テレビ、ラジオ、防災無線等を活用した情報収集 ・部主事を通して学級担任に保護者への連絡を指示	指示	○部主事、学級担任 ・児童生徒の状況、引渡し場所（運動場）の連絡（連絡網の活用等） ・保護者の身元確認と安全下校指導 ・引渡しカードの記入と確認 ・避難先の住所、連絡先を確認 ・負傷者の治療状況、搬送先を伝達 ・連絡が取れない児童生徒の保護
	報告	

児童生徒下校

児童生徒が下校し手が空いた者から各班に加わり活動

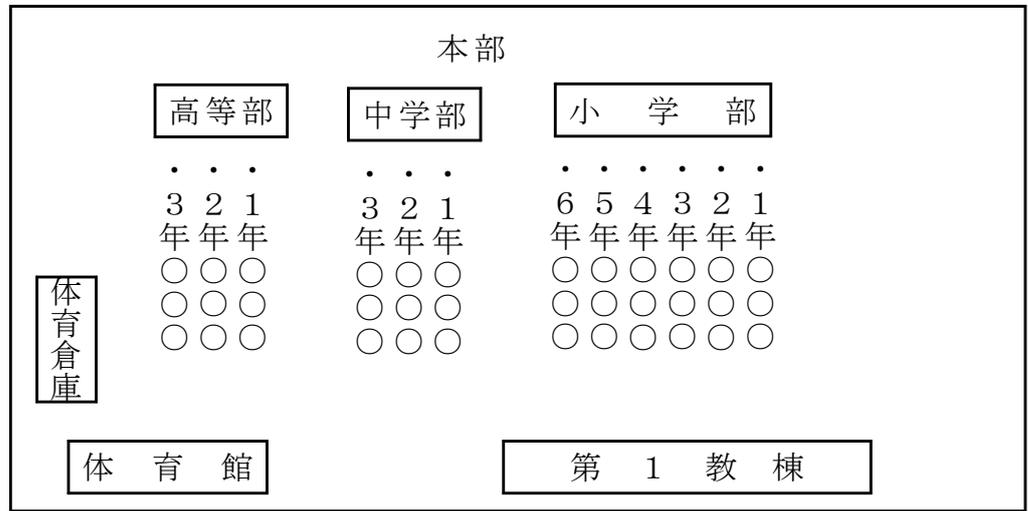
学校災害対策本部 ・各班への出勤依頼と連絡調整 ・施設の被害状況の把握 ・外部からの問合せに対応（PTA、報道関係、ボランティア等） ・災害伝言ダイヤルを通しての情報発信と情報収集 ・県教育委員会、新居浜市災害対策本部への報告、連携 ・中萩校区避難所（中萩小・中・公民館）との連携 ・その他、各関係機関への連絡、連携	連絡・連携	安全点検 ○羽倉、池本、総務課、人権教育課、事務課 ・校舎内の被害状況調査、報告 ・電気、ガス、水道、電話等の被害確認 ・近隣の被災状況確認 ・危険箇所の表示 ・定期的な安全点検、巡視
		応急復旧 ○星川、阿部、真鍋、生徒指導課、研修課、図書情報課 ・応急復旧に必要な機材の調達と管理 ・水資源の確保 ・教職員の参集場所の確保 ・避難場所の安全確認、管理（トイレ、ごみ等）
		避難者支援 ○荒木、高岡、猪野、山越、支援相談課、進路課、教務課、保健体育課 ・避難場所の設置 ・避難者の対応、代表者との調整 ・避難者名簿の作成と管理 ・情報収集と伝達 ・地区連絡所、各避難所との連絡調整 ・物資受け入れと管理

※そのときの状況により、分担を変更する、新たに班を設置する等、本部と連絡を取り合いながら臨機応変に対応する。
 ※学校災害対策本部は校長室に設置する。ただし、被害状況によっては別室も検討する。

(4) 避難場所の集合隊形

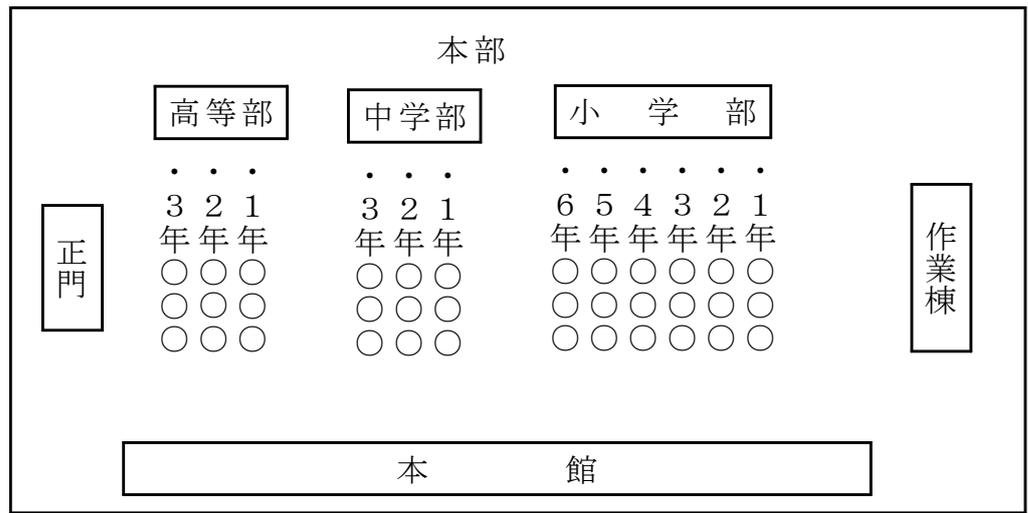
○運動場の場合

・児童生徒が、直接火元を見ないように、校舎に背を向けて整列をする。



○本館前駐車場の場合

・正門から避難する場合も想定されるので、正門側に高等部3年生から整列をする。



※保護者が来るまでの児童生徒の待機場所は運動場とするが、状況によっては校内外の安全な場所に変更することもある。

(5) 大災害発生時の連絡方法

NTT災害伝言ダイヤル「171」震度6以上の地震発生後に設置される。
 (1伝言30秒以内10件まで録音、古いものから順に上書き、携帯電話の番号は不可)
 録音するとき 171-1-〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(固定式電話のみ利用可)
 再生するとき 171-2-〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(固定式・携帯電話で利用可)
 新居浜特別支援学校へ児童生徒の安否を尋ねる場合
171-2-0897-31-6656

3 地震防災の対応表



※液化化現象による地盤沈下や集中豪雨による洪水、土砂災害時には、二次災害の発生として捉え、その対応に準じて行動する。
 (愛媛県教育委員会配布資料より作成)

4 児童生徒及び教職員の基本的対応

(1) 授業中

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
<p style="text-align: center;">地震発生</p> <p style="text-align: center;">安全確保</p> <p style="text-align: center;">【その場で】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○物が落ちてこない、倒れてこない場所に避難誘導する ○出入口の確保と火災などの二次災害の防止 ○教職員自身の身の安全確保 ○児童生徒への的確な判断と指示 ○不安にならないよう励ます 	<ul style="list-style-type: none"> ○机、椅子の脚を固定し、頭部を保護する ○近くに机等がないときは物が落ちてこない、倒れてこない場所に身を寄せる ○励ましを受けて耐える
揺れが収まる		
<p style="text-align: center;">避難誘導</p> <p>一次避難 【運動場北側】 もしくは 【本館前駐車場】 安全確認・避難誘導</p> <p>二次避難 【きらきら公園等】</p> <p style="text-align: center;">安全確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建物や運動場の被害状況や火災発生の有無等の情報収集 ○全校避難の指示を出す ○避難指示を聞いて児童生徒への的確な指示、避難誘導をする ○人数、安否確認 ○配慮を要する児童生徒への対応 ○火災発生時には、初期消火、消防への通報等行う ○児童生徒の捜索、非常持出しの確認 ○二次避難の準備 ○二次避難場所への避難誘導 ○人数、安否確認 ○救出、救命活動と応急手当 ○児童生徒の不安の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示に従って駐車場等の安全な場所へ避難する ○座布団やかばんなどで頭部を保護しながら避難する ○煙が発生しているときにはハンカチ等で鼻、口元を覆う ○学級ごとに整列する ○落ち着いて指示を聞く、みんなと一緒に避難するといった避難行動に対して、見通しを持って対応する
学校災害対策本部		
<p style="text-align: center;">被害状況把握</p> <p>保護者や各関係機関への連絡・連携</p> <p style="text-align: center;">保護者への引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全点検、備品搬出、初期消火等の実施 ○通信手段、電気ガス水道等の確保 ○保護者への安否連絡と引取り要請 ○被害状況の把握と関係機関への連絡 ○避難場所の安全確認と応急復旧に必要な備品の調達と管理 ○保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 ○避難者支援班の設置と新居浜市災害対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで避難場所で落ち着いて待機する ○けがをしたり気分が悪くなったりしたときには、近くにいる教職員に伝える ○保護者とともに帰宅する ○保護者と連絡がつかないときは学校で待機する
避難者支援・学校再開への準備		

(2) 休憩時間等

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
<div style="text-align: center;">  <p>地震発生</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安全確保</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【その場で】</p> </div> <p>☆教室・体育館・作業棟 ☆廊下 ☆階段 ☆トイレ ☆校庭・運動場等</p>	<div style="text-align: center; background-color: #FFD700; border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> ☆教室・体育館・作業棟 </div> <p>○近くにいる児童生徒に対して、落ちてこない、倒れてこない場所に避難誘導する</p> <p>○出入口の確保と火災などの二次災害の防止</p> <p>○近くに児童生徒がいないときは、できるだけ早く所定の教室に直行し、児童生徒の安全を確保する</p> <p>○他学級、他学年の児童生徒は避難場所において担任等に引渡す</p> <div style="text-align: center; background-color: #FFD700; border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> ☆廊下 </div> <p>○ロッカー、戸棚類や下駄箱、窓ガラス等のそばから離れるよう指示する</p> <p>○被害状況を確認し、安全な避難経路を指示する</p> <div style="text-align: center; background-color: #FFD700; border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> ☆階段 </div> <p>○階段の手すりにつかまり、その場に座るよう促す</p> <p>○できるようであれば、階上、階下の近い方に児童生徒を誘導する</p> <div style="text-align: center; background-color: #FFD700; border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> ☆トイレ </div> <p>○トイレ内に児童生徒がいないか確認する</p> <div style="text-align: center; background-color: #FFD700; border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> ☆運動場・駐車場 </div> <p>○近くにいる教職員が運動場等に出て、その場の中央に誘導する</p> <p>○状況に応じて安全な場所に避難誘導する</p>	<p>○机、椅子の下に隠れて頭部を保護する</p> <p>○近くに机等がないときは物が落ちてこない、倒れてこない場所に身を寄せる</p> <p>○棚や窓等のそばから離れ、頭部を保護してしやがむ</p> <p>○ロッカー、戸棚類や下駄箱、窓ガラス等のそばから離れて頭部を保護する</p> <p>○手すりや壁等で体を支えながらその場に座る</p> <p>○教職員の指示に従って安全に移動する</p> <p>○個室にいるときは、急いで戸を開け落下物に注意しながら頭部を保護する</p> <p>○校内放送や近くにいる教職員の指示に従ってその場の中央等の安全な場所へ避難する</p>
揺れが収まる		
避難誘導・安全確認		

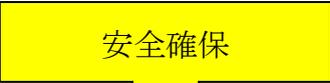
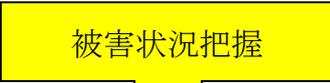
(3) 校外活動中

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
<p style="text-align: center;">地震発生</p> <p style="text-align: center;">安全確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【状況に応じて】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握、避難経路、避難場所の確認、施設管理者等の打合せ等を含む） ○ 物が落ちてこない、倒れてこない場所に避難誘導する ○ 施設利用時や電車、バス等への乗車中は施設管理者、係員等の指示に従う ○ 教職員自身の身の安全確保 ○ 不安にならないよう励ます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机や椅子などの下に潜り、頭部を保護する ○ 近くに机等がないときは物が落ちてこない、倒れてこない場所に身を寄せる ○ 電車、バス等への乗車中は座席に座ったまま身を伏せる ○ 励ましを受けて耐える
揺れが収まる		
<p style="text-align: center;">避難誘導</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一次避難</p> <p style="text-align: center;">【被災のない広場等】 安全確認・避難誘導</p> <p style="text-align: center;">二次避難</p> <p style="text-align: center;">【避難所・救護施設等】 けが人の把握と対処</p> <p style="text-align: center;">安全確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の被害状況や火災発生の有無等の情報収集 ○ 施設管理者等の指示に従う（グループ行動時の取決めに基づく） ○ 指示を聞いて児童生徒への的確な指示、避難誘導をする ○ 人数、安否確認 ○ 配慮を要する児童生徒への対応 ○ 二次避難の準備 ○ 避難所・救護施設がない場合、地域や関係機関等から情報を入手し的確な対応を行う ○ 二次避難場所への避難誘導 ○ 避難場所の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者や教職員等の指示に従って安全な場所へ避難する ○ かばん等身に付けている物で頭部を保護しながら避難する ○ 煙が発生しているときにはハンカチ等で鼻、口元を覆う ○ 落ち着いて指示を聞く、みんなと一緒に避難するといった避難行動に対して、見通しを持って対応する
保護者連絡・安全下校指導		
<p style="text-align: center;">被災状況・安否連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者や学校、各関係機関への連絡・連携</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者への引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人数、安否確認、負傷者の応急手当 ○ 児童生徒の不安の緩和 ○ 通信手段の確保 ○ 被害状況の把握と学校災害対策本部、関係機関への連絡 ○ 学校災害対策本部から、該当保護者への安否連絡と引取り要請 ○ 保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 ○ 児童生徒の引渡し終了後、帰校し、学校災害対策本部の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が来るまで避難場所で落ち着いて待機する ○ けがをしたり気分が悪くなったりしたときには、近くにいる教職員に伝える ○ 保護者とともに帰宅する ○ 保護者と連絡がつかないときはそのまま待機

(4) 登下校中

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
<p style="text-align: center;">地震発生</p> <p style="text-align: center;">安全確保</p> <p style="text-align: center;">【状況に応じて】</p> <p style="text-align: center;">揺れが収まる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○近くにいる児童生徒に対して、物が落ちてこない、倒れてこない場所に避難誘導する ○出入口の確保と火災などの二次災害の防止 ○教職員自身の身の安全確保 ○児童生徒への的確な判断と指示 ○不安にならないよう励ます ○校内にいる児童生徒の安否確認 ○校内にいる児童生徒への避難指示、避難誘導、人数報告、安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○かばんなどで頭部を保護しながら避難する ○狭い路地は避け、落下物に注意してビル等に速やかに駆け込み、入口付近に留まる ○電車、バス等への乗車中は座席に座ったまま身を伏せる ○火事が起きているところから離れる
通学路の検索・避難誘導・安全下校		
<p style="text-align: center;">避難誘導・安全確認</p> <p>☆単独通学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校付近 ・乗車中 (せとうちバス : 33-9166) (J R 新居浜駅 : 37-2717) ・自宅付近 <p>☆保護者送迎</p> <p>☆スクールバス (別途記載)</p> <p style="text-align: center;">被害状況把握</p> <p>保護者や各関係機関への連絡・連携</p> <p style="text-align: center;">保護者への引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や生徒と連絡を取り、現在地を確認する ☆単独通学の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・学校付近にいる生徒は学校へ避難するよう伝える ・乗車中の生徒は運転手等の指示に従って避難するよう伝える ・自宅付近にいる生徒には安全に気を付けて帰宅するか保護者が迎えに来るのを待つかを伝える ・家族と避難場所を決めている場合には、場所の報告を受けた後、そこに避難するよう伝える ☆保護者送迎の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・安全に気を付けて帰宅するよう伝える ○通学路を探索し、学校付近にいる通学生を学校へと避難誘導する ○けがをしている児童生徒への応急手当と保護者、学校等への連絡 ○児童生徒の避難場所の訪問と安否確認 ○保護者への安否連絡と引取り要請 ○被害状況の把握と関係機関への連絡 ○保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れが収まったら、状況に応じて自宅か学校か近い方に向かう(判断に迷ったら、学校へ向かう) ○学校に連絡し、状況を報告する ○運転手や教職員等の指示に従って安全な場所へ避難する ○落ち着いて指示を聞く、みんなと一緒に避難するといった避難行動に対して、見通しを持って対応する ○けがをしたり気分が悪くなったりしたときには、近くにいる大人に助けを求める ○避難場所の指示に従って行動する ○保護者とともに帰宅する ○保護者と連絡がつかないときは学校、避難場所等で待機する

(5) スクールバス

災害発生と基本的対応	教職員の対応	運転手、添乗員の対応
 <p>地震発生</p>  <p>安全確保</p>  <p>【その場で】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○運転手は安全な場所に停車する ○児童生徒へ安全保持姿勢を指示 ○運転手、添乗員自身の身の安全確保 ○児童生徒への的確な判断と指示 ○非常コック、非常ドアの確保 ○児童生徒に言葉を掛け励ます
<p>揺れが収まる</p>		
 <p>被害状況把握</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数、安否確認 ○バス所在地の確認 ○救出班を編成、出動 ○救急医療等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数、安否確認 ○けが人がいる場合は人数や症状などを報告、場合によっては救出班、救急医療への連絡等を要請する
<p>避難誘導・安全下校</p>		
 <p>安全確認・避難誘導</p>  <p>☆児童生徒を乗せている</p> <p>☆海岸・河川付近、山沿いにいる</p> <p>☆渋滞、建物倒壊、火災等に巻き込まれている</p> <p>保護者や各関係機関への連絡・連携</p>  <p>保護者への引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報を基にバスへの的確な指示、避難誘導をする ○被害状況の把握と関係機関への連絡（県教委、現地対策本部含む） ○保護者への安否連絡と引取り要請（学校か、避難所等かも合わせて連絡） ○救出班との連携 ○児童生徒の避難場所の訪問と安否確認 ○保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 ○保護者と連絡がつかない場合は学校で待機、もしくは最寄りの医療機関、避難所等に収容要請する 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の建物及び道路の被害状況や火災発生の有無等の情報収集 ○ラジオ等により災害状況の情報収集 ☆児童生徒を乗せている <ul style="list-style-type: none"> ・原則バスは帰校、バスに乗っている児童生徒数を学校に報告 ・災害後のバス停で出会った保護者に児童生徒の安全確認と避難の指示、場合によっては救援要請をする ☆海岸・河川付近、山沿いにいる <ul style="list-style-type: none"> ・津波、崖崩れ等への対応 ☆渋滞、建物倒壊、火災等に巻き込まれている <ul style="list-style-type: none"> ・状況により、二次避難の準備（バス移動か徒歩かの判断） ・徒歩で避難する場合、かばん等で頭部を保護し、煙が発生しているときにはハンカチ等で鼻、口元を覆うよう指示 ○最寄りの医療機関、避難所等の把握と連携 ○学校から派遣する救出班との連携 ○保護者が現場に来た場合は、保護者の身元確認等をした上で引渡す ○保護者と連絡がつかない場合は学校もしくは最寄りの医療機関、避難所等に収容する

(6) 管理外

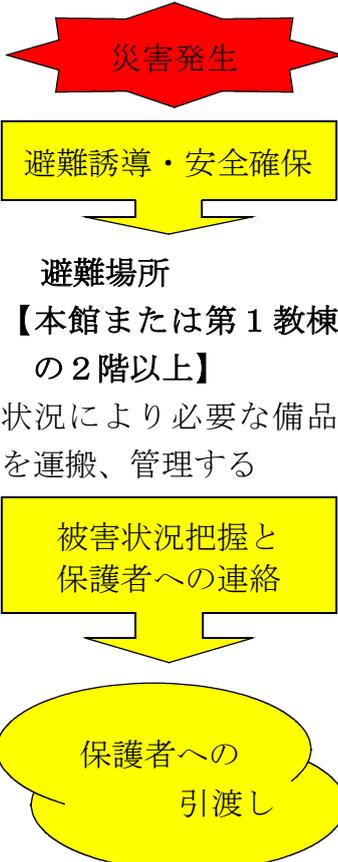
<p>災害発生と基本的対応</p>	<p>教職員の対応</p>								
<p style="text-align: center;">地震発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○物が落ちてこない、倒れてこない場所に避難する ○出入口の確保と火災などの二次災害の防止 ○家族や身近にいる人の安全確保と周囲の安全の確認 								
<p>揺れが収まる</p>									
<p style="text-align: center;">学校へ参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の家族等の安否確認、けがの応急処置等をする ・情報を収集し、地震や被害の規模を確認後、家族等の安全を確認して勤務校に参集する ・地震発生直後の通勤は、自家用車の使用を控える ・災害のために物理的に通勤不可能な者は、最寄りの県立学校にて、該当校の指揮下に入る <p style="text-align: center;">初期対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○震度5弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する（飲食品などを携行する） <table border="1" style="width: 100%; background-color: #0070C0; color: white;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">通常配備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急配備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">震度4以下の地震であっても該当地域に中・小規模の被害が生じたとき</td> <td style="padding: 5px;">震度5弱以上の地震を観測か、該当地域に大規模の被害が生じたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">↓</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属職員のうち近隣の教職員を中心に配備し、主として情報収集・伝達、災害応急対策等に当たる</td> <td style="padding: 5px;">原則として勤務可能な教職員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○出勤した教職員の当初の任務は、 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の解錠、開場と建物や運動場の被害状況や火災発生の有無等の情報収集を行う ・出勤途上で知り得た情報を本部に報告する ・避難場所の開設及び管理運営に協力する 	通常配備	緊急配備	震度4以下の地震であっても該当地域に中・小規模の被害が生じたとき	震度5弱以上の地震を観測か、該当地域に大規模の被害が生じたとき	↓	↓	所属職員のうち近隣の教職員を中心に配備し、主として情報収集・伝達、災害応急対策等に当たる	原則として勤務可能な教職員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる
通常配備	緊急配備								
震度4以下の地震であっても該当地域に中・小規模の被害が生じたとき	震度5弱以上の地震を観測か、該当地域に大規模の被害が生じたとき								
↓	↓								
所属職員のうち近隣の教職員を中心に配備し、主として情報収集・伝達、災害応急対策等に当たる	原則として勤務可能な教職員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる								
<p>学校災害対策本部設置</p>									
<p style="text-align: center;">被害状況把握・報告</p> <p style="text-align: center;">保護者や各関係機関への連絡・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発災当初の任務の後、参集した教職員で保護者連絡班、安全点検班、応急復旧班、避難者支援班等に分かれ活動する ○児童生徒、保護者の安否確認と避難先、連絡先の把握 ○教職員の安否確認 ○通信手段、電気ガス水道等の確保と応急復旧に必要な備品の調達、管理 ○被害状況の把握と関係機関への連絡 ○県教育委員会、新居浜市災害対策本部等との連携 ○児童生徒の避難場所の訪問と安否確認 								
<p>避難者支援・学校再開への準備</p>									

5 液状化現象・豪雨災害時の基本的対応【校内】

液状化現象の場合

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
 <p>災害発生</p> <p>避難誘導・安全確保</p> <p>避難場所 【本館または第1教棟】</p> <p>被害状況把握と保護者への連絡</p> <p>保護者への引渡し</p>	<p style="text-align: center;">学校災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全校避難の指示を出す ○避難指示を聞いて児童生徒への的確な指示、避難誘導をする ○気象情報や新居浜市災害対策本部からの避難情報、学校周辺の状況把握等の情報収集 ○人数、安否確認 ○児童生徒の搜索、救命活動と応急手当 ○安全点検と通信手段等の確保 ○状況により必要な備品を運搬、管理 ○保護者への安否連絡と引取り要請 ○被害状況の把握と関係機関への連絡 ○保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示に従って安全な場所へ避難する ○体育館、作業棟、運動場等から避難するときには、周囲の安全を確認した上で安全な避難通路で避難する ○保護者が来るまで避難場所で落ち着いて待機する ○保護者とともに帰宅する ○保護者と連絡がつかないときはそのまま待機

豪雨災害（大雨警報・大雨特別警報・避難勧告等の発令を含む）の場合

災害発生と基本的対応	教職員の対応	児童生徒の対応
 <p>災害発生</p> <p>避難誘導・安全確保</p> <p>避難場所 【本館または第1教棟の2階以上】</p> <p>状況により必要な備品を運搬、管理する</p> <p>被害状況把握と保護者への連絡</p> <p>保護者への引渡し</p>	<p style="text-align: center;">学校災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全校避難の指示を出す ○避難指示を聞いて児童生徒への的確な指示、避難誘導をする ○気象情報や新居浜市災害対策本部からの避難情報、学校周辺の状況把握等の情報収集 ○人数、安否確認 ○児童生徒の搜索、救命活動と応急手当 ○安全点検と通信手段等の確保 ○保護者に児童生徒の安否と避難状況並びに引取り手順を説明 ○被害状況の把握と関係機関への連絡 ○災害収束を確認後、保護者に引取りを要請 ○保護者の身元確認等の対応と安全下校指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示に従って安全な場所へ避難する ○体育館、作業棟、運動場等から避難するときには、周囲の安全を確認した上で安全な避難通路で避難する ○保護者が来るまで落ち着いて待機する ○保護者とともに帰宅する ○保護者と連絡がつかないときはそのまま待機 ○状況によっては、災害収束まで保護者も学校で待機してもらう

6 引渡し判断と手順

(1) 引渡しの基本的な判断

○新居浜地域において震度4以上の地震があった場合、児童生徒は保護者の引取りがあるまで学校で待機する。時間が掛かっても保護者は必ず引取りに来る。

○震度3以下の地震では、通学路や公共交通機関の安全を確認した上で通常通り下校する。

○震度3以下の地震であった場合でも、通学路や公共交通機関の安全を確認できないときや保護者が帰宅困難になり引取りに来られないときには、学校での保護を優先する。

○児童生徒の負傷の状態や病状の悪化等によっては、学校災害対策本部と救急医療班が連携し病院等への搬送を要請する。養護教諭又は学級担任等が搬送先への説明と引渡し確認を行う。引取りに来た保護者にも連絡、引継ぎを行う。

○東予東部に暴風雪、暴風、洪水、大雨、大雪の各警報発令時は、児童生徒は保護者の引取りがあるまで学校で待機する。時間が掛かっても保護者は必ず引取りに来る。

○東予東部に以下の気象情報等が発令されたときは、学校での保護を優先する。

- ・津波注意報、津波警報、大津波警報
- ・大雨、暴風、暴風雪、大雪の各特別警報
- ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報
- ・新居浜市からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示

※状況によっては、災害収束まで保護者も学校で待機してもらおう。気象情報等解除後、保護者に連絡し引取りに来てもらう。

○気象状況により、学校待機が望ましい、スクールバス運行が望ましい、あるいは警報発令前に下校させることが望ましいと判断した場合は、保護者に下校・引取り方法について連絡する。

○スクールバス運行が危険だと予測される場合及び交通途絶時（積雪、交通事故等）にも「注意報・警報」の有無にかかわらずスクールバスの運行を中止する。保護者には自宅等での待機と引取り手順を説明する。事態収束後、保護者に連絡し引取りに来てもらう。

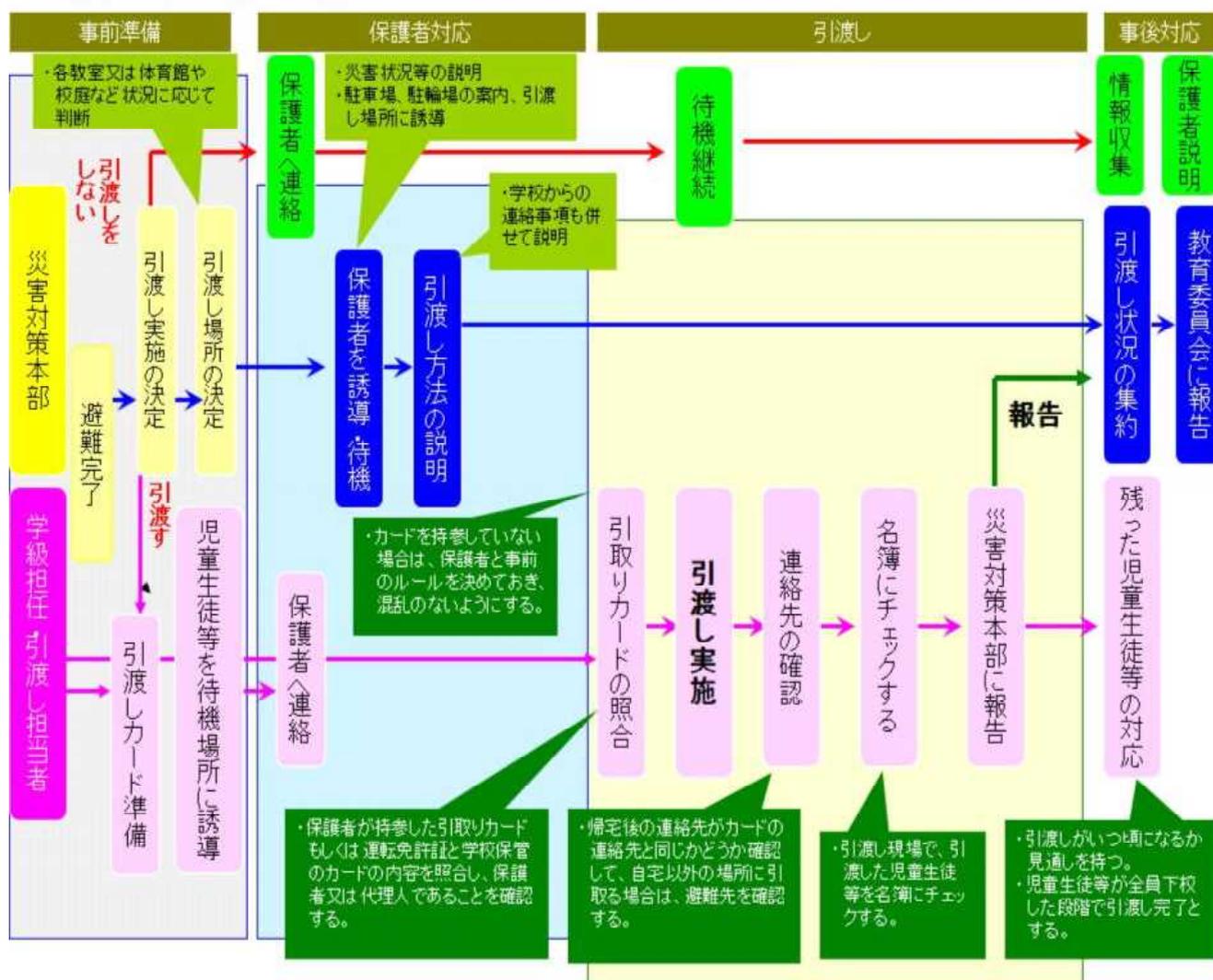
○東川が氾濫、もしくは豪雨等で校舎に浸水する危険が発生した場合、児童生徒は本館または第1教棟の2階以上に避難、待機する。保護者には自宅等での待機と引取り手順を説明する。災害収束後、保護者に連絡し引取りに来てもらう。

○液状化現象による地盤沈下があった場合、児童生徒は保護者の引取りがあるまで校内の安全な場所で待機する。時間が掛かっても保護者は必ず引取りに来る。

(2) 児童生徒が校内にいる場合の引渡し手順

○引渡しの手順に沿って保護者確認と引渡しカードへの記入、学校災害対策本部への報告を徹底する。

■校内における引渡しの手順



(愛媛県教育委員会配布資料より作成)

(3) 児童生徒が校外にいる場合の引渡し手順

- 基本的に校内にいる場合の引渡し手順に準じる。
- 引率者は周囲の被害の状況や児童生徒の安否を学校災害対策本部に報告する。
- 引率者から報告を受けた学校災害対策本部は、該当保護者に引渡し場所や手順を説明する。
- 引率者は周囲の被害の状況や施設管理者等の指示により、児童生徒の安全を確保した上で引取りに来た保護者への対応と下校指導、学校災害対策本部への報告を行う。

(4) 児童生徒がスクールバスや単独で登下校中の場合の引渡し手順

- スクールバスとの連絡調整と通学路の搜索、並びにJR四国、せとうちバスへ児童生徒が乗っている車両の所在地確認を行う。単独通学生の保護者にも児童生徒の搜索、保護を依頼する。
- 学校で保護した場合は、基本的に校内にいる場合の引渡し手順に準じる。
- 校外の施設、避難所等で保護した場合は、基本的に校外にいる場合の引渡し手順に準じる。
- 登下校途中で保護者が児童生徒の安全を確保した場合には、その旨を学校に連絡するよう要請する。
- 特に単独通学生については、保護者と登下校時の引渡し手順と安全確認について、懇談等であらかじめ話し合っておく。

7 自然災害時における児童生徒の心のケア

(1) 障がいのある児童生徒の理解

障がいのある児童生徒の心のケアは、それぞれの障がいに応じた配慮が必要となる。思いがけない災害等への遭遇や、日常生活の急激な変化によって「体調不良を起こす」、「障がいによる困難さが強く現れる」、「病気が重症化する」、「行動面の不適応が増加する」ことなどが見られる。

(2) ストレス症状と対応方法

	身体面	心理・行動面
ストレス症状	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、嘔吐、けいれん等を起こしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> パニックを起こす。 落ち着きがない。 興奮しやすい。 奇声、独り言が増える。 確認癖、こだわりが増える。 活動性の低下 無気力、ボーッとしている。 できていたことが、できなくなる。(赤ちゃんがえり) 自傷行為、他傷行為をする。 基本的な生活習慣や生活リズムが崩れる。 (拒食、過食、不眠、夜間のはいかい、排せつの失敗等)
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> 身体症状が出ている場合は、早めに医療機関の受診を勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的なもので治まることも多いが、症状が強かったり、長引いたり、徐々にひどくなったりするようであれば、保護者に状態を話して、日頃利用している医療機関や相談機関への相談を勧める。 薬が処方されている場合は継続しての服薬が必要。薬が切れて慌てることのないよう、早めの受診を勧める。てんかんなどの持病がある場合、平常時より悪化しやすい場合があるので、いつもと異なる様子が見られたら早期に対応することが大切である。

(3) 災害等に対処することが難しい自閉症のある児童生徒への対応

ア 自閉症の児童生徒の特性

自閉症のある児童生徒は、災害等突発的に起こった状況の変化を理解することが難しく、どうしたらよいか分かりにくい(自分の置かれた状況を理解しにくい)ので、心身ともに大きな被害を受けてしまう。

障がいの内容	特 性	反 応
<ul style="list-style-type: none"> 対人関係・社会性の障がい コミュニケーション障がい 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の困っていることが伝えられない。 周囲の情報が伝わりにくい。 集団行動がとりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> パニックを起こす。 興奮する。
<ul style="list-style-type: none"> 危険察知能力、相手の立場を考える等の想像力の障がい 	<ul style="list-style-type: none"> こだわりが強い。 様々な場面を想像することが苦手 	<ul style="list-style-type: none"> 災害による日常生活の変化(避難所生活、学校が休校など)に対して不安や抵抗が大変強くなる。

イ 日頃の備え

- 本人の苦手なこと、好きなこと、コミュニケーション方法を理解しておく。
- 具体的な避難行動の方法を教える。
- 一人でのときに災害等に遭遇する場合に備えて、「助けてほしい」という意思を表示するためのカードを事前に渡し、使用方法を練習する。
- 「助けて」と周りの人に伝えることや、携帯電話で家族に知らせること、安全な場所へ連れて行ってもらうことなどを練習する。
- 避難所生活に適応するため、避難用具の中に好きなものや落ち着けるものを用意しておく。(例 ミニカー、鉛筆、紙、絵本、ひも、毛布等)
- 避難所の建物や部屋の写真等を前もって用意しておく。

ウ 災害が起こったときの適切な対応

(ア) 災害の情報を伝える

- 絵や文字、写真等を使い、「今、何が起きているか」「これから、何をするか」「これから、どこへ行くか」を、具体的に伝える。
- 中途半端な情報は、かえって不安のもとになるので、伝え方や伝える内容については検討し、簡潔に分かりやすい内容にする。

(イ) 避難所での関わり方

- 初めての場所や慣れない場所は苦手なで、落ち着きをなくしがちになるので、大丈夫であることを伝えて落ち着かせる。

- b 感覚の敏感さがある場合は、苦手な音や光、匂い等からできるだけ遠ざけたり、さえぎったりする方法を工夫する。
 - c 突然、大声で呼び掛けたり、身体を触ったりせず、穏やかな声で話し掛ける。
 - d けがをしても伝えられなかったり、痛み鈍感であったりする場合もあるので、身体状況に気を付ける。
- (ウ) 規則的な生活リズムの維持
- a 運動、作業などを取り入れて、1日の規則的な生活リズムを決める。
 - b 昼間、安定した活動ができる場所を確保する。
 - c 学校が休校の場合は、特に生活リズムに配慮する。

(4) 教職員の役割

	被災から学校再開まで	学校再開から1週間まで	再開1週間後から6ヶ月
	安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	心身の健康状態の把握と支援活動	中・長期的な心のケア
管 理 職	ア 児童生徒の安否確認、被災状況及び心身の健康状態の把握の指示 ・家庭訪問、避難所訪問 イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ウ 教職員間での情報の共有 エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ 児童生徒の心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認 カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解 ・全体計画の作成 キ 地域の関係機関等との協力体制の確立 ク 保護者との連携 ・健康観察の強化依頼等 ケ 緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ ☆ 報道関係機関への対応	ア 児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化 ・児童生徒への質問紙調査等 ・家庭での様子調査 ・相談希望調査等 ・臨時の健康診断の検討 ・個別面談 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 イ 保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施 エ 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	ア 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 ・状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中・長期的な支援計画の作成 ・医療機関等との連携と状況の把握等 イ 心のケアに関する校内研修会実施の指示 ウ 保護者説明会の実施と保護者への支援 エ 地域住民等への協力依頼 オ 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 カ ボランティアの受け入れ
学 級 担 任 等	ア 安否の確認と心身の健康状態の把握 イ 家庭訪問、避難所訪問 ・児童生徒の家庭の被災状況の把握 ウ 学校再開へ向けての準備 ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全の確保 エ 養護教諭との連携	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ 保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 ウ 養護教諭との連携	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ 校内研修会への参加 ウ 保護者との連携 エ 養護教諭との連携 オ 学級（HR）活動等における保健指導の実施 カ 心のケアを図るための学級経営の充実 キ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携
養 護 教 諭	ア 安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携 イ 保健室の状況確認と整備 ウ 管理職との連携 エ 学校医、学校薬剤師との連携 オ 心のケアに関する啓発資料の準備	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ 保健だより等の啓発資料の配布 ウ 管理職との連携 エ 心のケアに関する保健指導の実施 オ 健康相談の実施 カ 学校医、専門機関等との連携 キ 感染症の予防対策	ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ 心のケアの継続支援・校内組織との連携 ウ 保健だより等の啓発資料の配布 エ 心のケアに関する保健指導の実施 オ 健康相談の実施 カ 心のケアに関する校内研修の企画・実施 キ 学校医、専門機関等との連携 ク 感染症の予防対策

8 災害発生から学校再開までの手順

災害の発生

- ・学校管理下ではP 6の職員組織により行動する。
- ・児童生徒の安全を最優先にして、それぞれのパターンに応じて対応に当たる。
- ・管理外ではP 14のように対応する。
- ・教職員自身又は家族の被災、居住地の自主防災組織への参加等で配備に付けない場合は、直ちにその旨を校長に連絡する。
- ・児童生徒や施設の被害状況に応じて臨時休校等の措置を講じるとともに、教育委員会や保護者に連絡する。

学校災害対策本部の設置

児童生徒の引渡し

- ・保護者へ引渡し方法の説明と引取りの要請をする。
- ・保護者確認と連絡先の確認、安全下校指導

第一次被害状況の調査

児童生徒の被害調査

- ・児童生徒及びその家族の安否確認（避難先、被災状況を把握し、一覧表にする）
- ・電話、交通状況等により、地区ごとに保護者連絡班を派遣し調査する。
- ※地区ごとの保護者間連絡体制の構築を検討する

施設等の被害調査

- ・施設、設備等の被害状況
 - ・ライフラインの被害状況
 - ・学校周辺や通学路等の被害状況
- （できるだけ写真に撮る）

教職員の被災調査

- ・教職員及びその家族の安否確認（避難先を一覧表にする）
- ・特別休暇等の確認 → 学校運営人員の確保
- ・教職員の住居の被害状況を確認

防災担当部局や地域との連携

- ・新居浜市災害対策本部、中萩校区避難所との連携
- ・避難者代表と連携した避難者支援体制の構築

教育委員会への被害状況の報告

- ・施設、設備等の安全性の確保
- ・ライフラインの確保
- ・被災児童生徒の心のケア（P 18）
- ・学習場所の確保

教育委員会等との協議調整

- ・通学路の安全確保
- ・教科書、学用品等の確保
- ・新居浜市学校給食センターとの調整
- ・学校施設の開放や仮設トイレの設置、支援物資の配給等、避難者支援に関すること

第二次被害状況の調査

- ・児童生徒の被災状況（定期的に訪問、連絡等して確認）
- ・被災児童生徒の二次避難先等の把握

教育委員会への報告

- ・仮設教室等の確保
- ・被災児童生徒及び教職員の心のケア対策
- ・被災児童生徒への就学援助等
- ・職員の支援体制
- ・水資源の確保と水質検査

教育委員会等との協議調整

- ・学校給食の再開時期や方法についての協議
- ・避難者支援の規模縮小及び解消に向けた調整
- ・安全な通学手段の確保（スクールバスの再開）
- ・近隣の小、中、高校や特別支援学校との協力、連携
- ・他校児童生徒の受入れ態勢の準備と情報収集
- ・他校教職員との連携構築と時間割、教室使用等の調整
- ・授業再開時期の決定

学校再開

応急教育の実施

- ・授業形態の工夫（短縮授業、分散授業等）
- ・他校児童生徒と本校児童生徒との協調、協力
- ・専門相談員等と連携した児童生徒の心のケア
- ・登校が難しい児童生徒への定期的な訪問、連絡等

平常教育の実施

(2) 第二次避難者への対応（福祉避難所の開設）

- 第二次避難者とは、新居浜市に在住する災害時要配慮者を対象とする。
- 福祉避難所とは、指定避難所のうち、障がい者など災害時要配慮者とその家族が避難するための施設で、大規模災害が発生した場合に、発災から約3日後を目途に開設される。本校は体育館が福祉避難所となる。
- 災害時要配慮者とは、心身障がい者、認知症や体力的に衰えのある高齢者、乳幼児、日本語の理解が十分でない人、一時的に行動に支障がある妊産婦や傷病者の事を指す。本校では、知的・発達障がい者を主な対象者とし、収容定員は109名を予定している。
- 避難所の開設・運営支援を行うに当たっては、第一次避難者への対応を基本としつつ、以下の点について考慮しながら、新居浜市災害対策本部と連絡調整、整備する必要がある。

- ・円滑な避難所内の活動のため、施設のバリアフリー化（段差の解消、手すりの設置など）
- ・トイレの環境整備（多機能トイレ、断水時も水を流せる仕組み、洋式簡易トイレの備蓄）
- ・コミュニケーションツールの確保（筆談用具、文字放送対応テレビ等）
- ・避難者を想定した食べやすい備蓄食料の備蓄（流動食、アレルギー対応食等を含む）
- ・医療的ケアを行うための非常用電源及び医療機器の確保
- ・薬、ベッド、担架、パーテーションの確保
- ・病院等への移送手段、通信手段の確保
- ・介護用品（衣類、大人用おむつ、車椅子など）の備蓄
- ・冷暖房設備、毛布など保温のための道具、扇風機・うちわ・保冷パックなど（停電時でも使えるものが望ましい）の整備
- ・避難者名簿、必要物資要請リスト、避難所運営日誌などの各種様式の準備

- 事前に配備できない物資等については、災害後速やかに配備できるよう、市の災害対策本部を中心に、関係団体・業者と事前に協定を結んでおくことが考えられる。
- 多くの個別ケアが必要な避難者がおり、福祉避難所の支援に当たる職員も交代であるなどの状況が想定できる。声の掛け方などに必要な配慮を書いたカードなどを見えやすい場所に携帯してもらおう。（カードを首に掛ける、肩口に留めるなど）特別なケアができる職員が分かるように、衣装やバッジを付けるなど、職員側からの情報発信にも配慮する。
- 特別支援学校の教職員として、専門知識を生かした避難者支援、配慮が要求される。

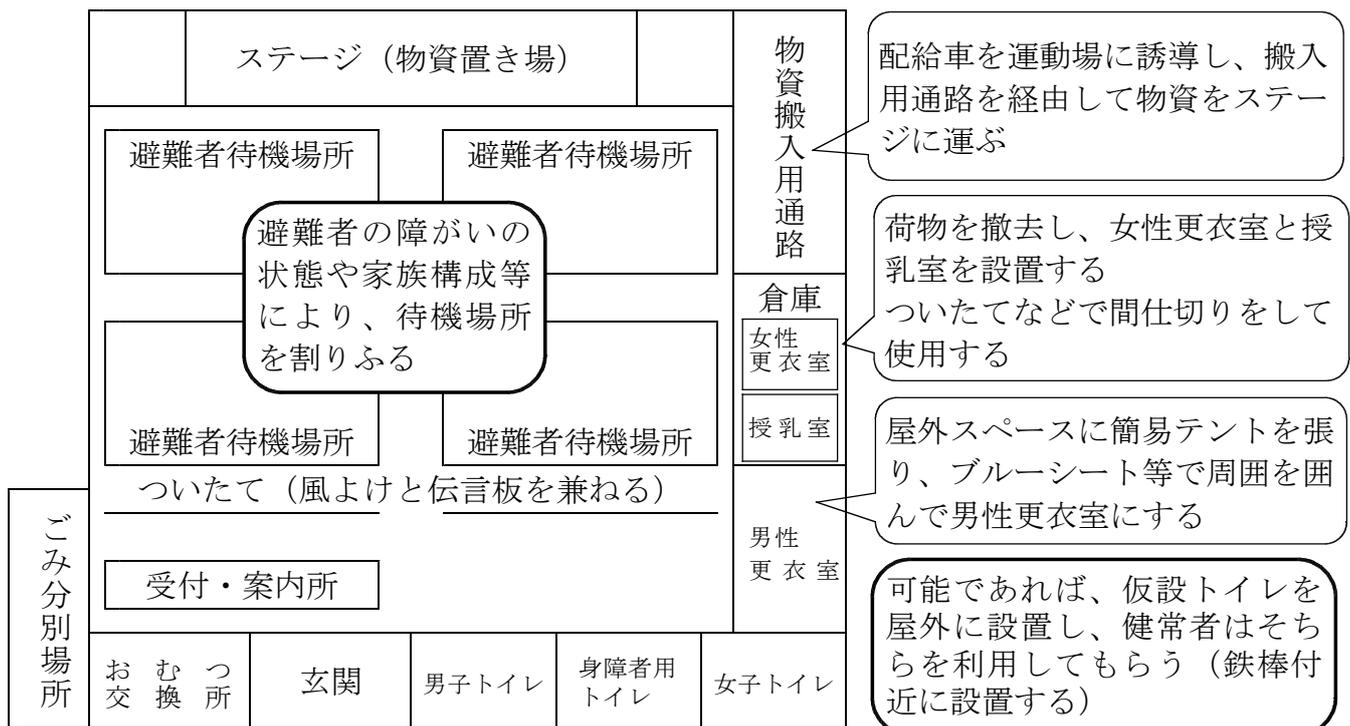
区 分	主 な 配 慮 事 項
知的障がい 発達障がい のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 18、19参照。 ・ 障がいの特性に応じて、災害の状況や環境の変化等が分かりやすいように、関わり方や情報提示、落ち着く場の提供などにおいて配慮が必要である。
視覚障がい のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人で移動することが困難で避難時の移動は極端に制限されるため、本人の意向を確認した上で、できるだけ出入口や多目的トイレに近い場所を確保するなどの配慮が必要となる。 ・ 掲示板等で提供する情報については、必ず音声または点字による情報提供を合わせて行う。
聴覚障がい 言語障がい のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に文字や図など、視覚から情報を入手するため、コミュニケーション支援が不可欠。言語障がいがある方との会話においては、分かった振りをせず、一語一語ゆっくり確認する。 ・ 連絡事項は必ず文字による掲示を行う。場合によっては、手話や要約筆記などを活用する。
精神障がい のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が孤立しないよう家族や知人等、本人が安心し信頼できる人が付き添い、精神的な安定のため必要に応じて別室を確保するなどの配慮が必要である。 ・ 継続的な服薬や病状悪化への対応のために、巡回診療を行う等の医療的なケア体制の連携が必要である。
高齢者、 乳幼児、 妊婦の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の方は、出入口やトイレへの動線などの環境面や食事面での配慮を要する。介助者や介護用品が必要となる場合もある。活動性の低下により健康状態が悪化することがあるので、適度な運動を促すよう留意する。 ・ 授乳室やおむつ交換場所の確保と、子どもが泣いたり騒いだりしても気兼ねしないよう、空間的配慮を行う。危険箇所が子どもにも分かるよう、立入禁止表示や防護柵設置等行う。 ・ 妊婦の方は安静、休息がとれるよう横になれる場所の確保及び、産気に注意が必要である。
その他、内部障がい、肢体不自由、難病患者、認知症、傷病者、外国の方などが想定される。	

(3) 災害発生から避難所の開設・運営支援の手順と避難者支援体制

役割分担	第一次避難者の対応	第二次避難者の対応(初期)	中期	後期
避難者対応責任者 ○校長、教頭、事務長	○基本的に避難者は体育館で待機してもらう。特別な事情がある方については臨機応変に対処する。	○関係各機関との連絡調整 ○各班の管理及び指揮 ○基本事項の決定 ○各種要請の取りまとめ	○避難所運営委員会の開催 ○関係各機関との連絡調整、対応協議	○関係各機関と対応協議 ○説明会の開催 ○避難所の撤収指示
案内班 教務課	○教職員は児童生徒の安全確保を最優先するため、避難者の取りまとめには地域の代表者(自治会長、顔役、集団避難者の世帯主等)にも協力を仰ぐ。	○避難者数の把握・報告 ○避難者名簿作成 ○情報収集と伝達 ○情報掲示板の設置	○日誌作成 ○マスクミ対応 ○ボランティアの要請・受け入れ	○転出者及び転出先の把握 ○統廃合に伴う避難者への情報提供
調整班 保健体育課	○各避難所と連絡を取り合いながら、避難先の調整や避難者への案内を行う。(中萩小・中学校、中萩公民館)	○避難者の誘導 ○避難スペースの割り振り ○パーテーション、バリアフリー用器具などの設置 ○代表者の決定と連絡調整 ○ペットへの対応	○要望リスト作成 ○清掃分担と当番の設置 ○代表者との連絡調整と要請への対応	○避難スペースの集約 ○関係機関と避難者との連絡調整 ○避難者からの相談受付
食料班 進路課、栄養教諭	○急病や他の場所への移動、携帯電話の充電等については、受付・案内所に連絡してもらってから対応することとする。	○必要物資要請リストの作成 ○飲料水・食料の供給依頼	○飲料水・食料の配分 ○飲料水・食料の受払	○飲料水・食料の残数調査 ○不要食料の取りまとめ
物資班 支援相談課	○食料、衣類、防寒用品等は個人での調達を基本とする。	○必要物資要請リストの作成 ○救援物資などの供給依頼	○救援物資などの配分 ○救援物資などの受払	○救援物資などの残数調査 ○不要物資の取りまとめ
救急医療班 養護教諭、保健体育課	○代表者を中心に、トイレの使用やごみの管理など、避難生活の基本的ルールを周知徹底してもらう。	○傷病者の応急手当と傷病者名簿の作成 ○災害時要配慮者の状況・ニーズの把握 ○医療機関への要請と移送	○健康指導 ○心のケア ○医薬品の調達 ○関係医療機関との連携	○心のケアを中心とした健康指導 ○関係医療機関への引継ぎ
安全点検班 総務課、人権教育課、事務	○対応は校長、石井教頭の下、避難者支援班の班員を中心に行う。	○電気、ガス、水道、電話などの復旧依頼 ○危険箇所の表示	○避難所内外の定期的な安全点検・巡視 ○危険物の撤去	○避難所内外の点検・巡視 ○近隣の復旧情報の収集
応急復旧班 生徒指導課、研修課、図書情報課		○水資源の確保(飲料水、雑用水、川の水の運搬) ○情報機器の設置 ○機材の調達と管理	○仮設トイレ設置の要請・準備 ○トイレ・ごみなどの管理	○避難所の原状回復 ○仮設トイレ撤去の要請・準備

※教頭、教務課長、各部主事を中心に、児童生徒の被災状況確認や関係機関との連絡調整など、学校再開に向けた活動にも、平行して取り組む。(P20参照)

(4) 避難所内の避難スペース割振り案



○救急医療班は本館の保健室で待機する。基本的に教室は開放しないが、応急救護場所として本館1階の教室を使用するなど、個別の事情によっては臨機応変に対処する。

緊急時引渡しカード (学校保管用)									
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名		血液型・性別	型 男・女		
	年	組				生年月日			
	年	組							
番号	引取り者氏名			連絡先(住所、電話)			続柄	チェック欄	
1									
2									
3									
意識	正常 ・ 異常				特記事項 (けがの状態等)				
呼吸	正常 ・ 異常								
脈拍	正 ・ 不正								
出血	止血帯の時間 有 無 AM PM 時 分								
搬送先									
引渡し日時					確認者氏名				
月 日 PM 時 分									
避難先	自宅 ・ () 学校 ・ () 公民館 ・ その他								
	自宅以外の住所								
	連絡先 (対応者)								

緊急時搬送先連絡カード (保護者連絡用)									
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名		血液型・性別	型 男・女		
	年	組				生年月日			
	年	組							
搬送先					確認者				

新居浜特別支援学校 新居浜市本郷 3-1-5 TEL 0897-31-6656 FAX 0897-44-5599

緊急時引渡しカード (医療機関引渡し用)										
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名		血液型・性別	型 男・女			
	年	組				生年月日				
	年	組								
保護者氏名							続柄			
連絡先 (住所、電話)										
意識	正常 ・ 異常				特記事項 (けがの状態等)					
呼吸	正常 ・ 異常									
脈拍	正 ・ 不正									
出血	止血帯の時間 有 無 AM PM 時 分									
搬送先										
引渡し日時					確認者氏名					
月 日 PM 時 分										

新居浜特別支援学校 新居浜市本郷 3-1-5 TEL 0897-31-6656 FAX 0897-44-5599

緊急時引取りカード					
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名	
	年	組			
	年	組			
引取り者			続柄	父 母 祖父 祖母 知人 その他 ()	
避難先	自宅 ・ () 学校 ・ () 公民館 ・ その他				
	自宅以外 の住所				
	連絡先	(対応者)			

新居浜特別支援学校 新居浜市本郷 3 - 1 - 5 TEL 0897-31-6656 FAX 0897-44-5599

緊急時引取りカード					
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名	
	年	組			
	年	組			
引取り者			続柄	父 母 祖父 祖母 知人 その他 ()	
避難先	自宅 ・ () 学校 ・ () 公民館 ・ その他				
	自宅以外 の住所				
	連絡先	(対応者)			

新居浜特別支援学校 新居浜市本郷 3 - 1 - 5 TEL 0897-31-6656 FAX 0897-44-5599

緊急時引取りカード					
児童生徒氏名 部	年	組		担任氏名	
	年	組			
	年	組			
引取り者			続柄	父 母 祖父 祖母 知人 その他 ()	
避難先	自宅 ・ () 学校 ・ () 公民館 ・ その他				
	自宅以外 の住所				
	連絡先	(対応者)			

新居浜特別支援学校 新居浜市本郷 3 - 1 - 5 TEL 0897-31-6656 FAX 0897-44-5599

※保護者には保護者証に入る大きさにして配布し、常時携帯してもらう。

準備物・備蓄品一覧表

準備物・備蓄品	主な使用者	保管場所
<ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアル ・人員確認用紙 ・校内地図 ・校内配線地図 ・備蓄資材一覧表 ・大震災による被害状況報告表 ・被害状況詳細報告FAX表 ・児童生徒顔写真付き名簿 ・避難者用体育館内配置図 ・防災無線（職員室教頭席近くに設置、非常時は持ち出し） ・スクールバス用避難所、病院一覧表 ・引渡しカード 	学校災害対策本部 避難誘導 安全確認 応急復旧 部主事、学級担任等	職員室1は放送設備棚で、職員室2は教頭席後ろで持出袋に入れ保管 スクールバス用避難所、病院一覧表は、スクールバス内でも保管
<ul style="list-style-type: none"> ・出席簿 	学級担任	各教室
<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当用備品 ・AED ・LEDライト ・カイロ ・毛布 ・タオル ・オムツ ・預かり薬 	救急医療	保健室 応急手当用備品など、ある程度のものは持出袋にまとめて保管
<ul style="list-style-type: none"> ・長靴 ・作業用手袋 ・救急レスキューツールキット ・ひも、テープ ・危険表示 ・懐中電灯 	安全確認 安全点検 応急復旧	防災用品備蓄庫
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者用体育館内配置図（模造紙等） ・避難者名簿等書類 ・ラジオ ・簡易テント ・文房具 ・ついたて ・ペール ・案内表示 ・懐中電灯 ・ブルーシート ・電池 	避難者支援	持出袋に入るものは体育館入り口横倉庫、大型の備品等は運動場体育倉庫、屋外倉庫にて保管
<ul style="list-style-type: none"> ・非常時用食料 ・ハンディガスコンロ ・使い捨てトイレ処理セット ・レスキューライス ・飲料水 ・レスキューシート ・発電機 ・災害用食器 	児童生徒 教職員	防災用品備蓄庫

※現在ある物については、防災担当者と各班長を中心に準備、保管する。

